

カーブミラー設置基準

(目的)

第1条 この基準は、市の管理する道路(以下「管理道路」という。)にかかる見通しの悪い箇所に、カーブミラーを設置することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(管理道路にかかる設置対象)

第2条 管理道路にかかる設置対象は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 管理道路の交差点・カーブ・鋭角な箇所。
- (2) 管理道路が、国道・県道・法定外道路と交差する箇所。
- (3) 市の管理する公共施設の敷地の出入り口にあたる箇所。
- (4) 住民が多数利用している地域の公民館及び集会所等の敷地の出入り口にあたる箇所。

(私道路にかかる設置対象)

第3条 私道路にかかる設置対象は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 私道路の基点・終点が、管理道路と国道・県道・法定外道路または管理道路に接続している通り抜け道路であること。
- (2) 管理道路に接続している私道路が路地状の場合は、当該私道路に面して、所有権の異なる家屋が3件以上あること。

(設置申請)

第4条 カーブミラー設置申請書(様式第1号)により申請するものとする。ただし、カーブミラー設置場所が私有地となる場合、申請者はカーブミラー設置承諾書(様式第2号)により土地所有者の承諾を得るものとする。

付則

この基準は、平成15年6月1日から施行する。